

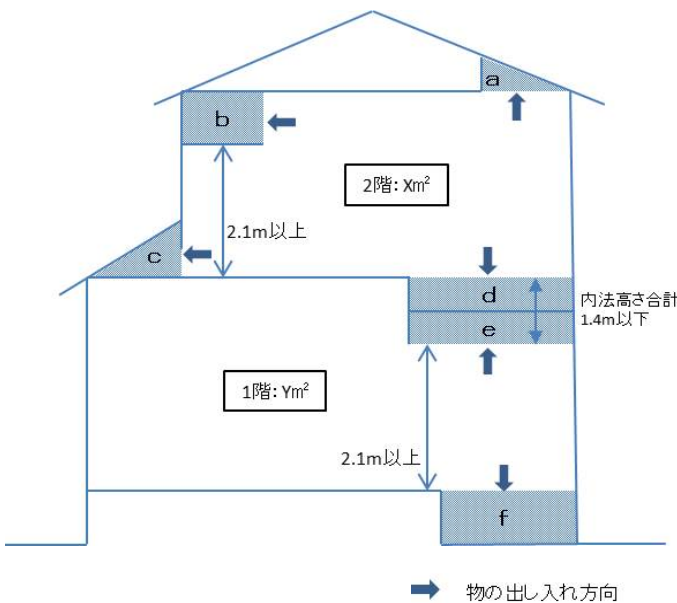
小屋裏物置等の取り扱い

小屋裏や床下等の余剰空間を利用して設ける物置等(以下「小屋裏物置等」という。)で、以下の全てに該当するものについては、階とみなさず床面積に算入しない。

- ①住宅(兼用住宅、長屋及び共同住宅を含む。)の用途に供する建築物に設けるものであること。
- ②小屋裏物置等の部分の水平投影面積は、その存する階の床面積の1/2未満であること(共同住宅等は住戸単位で計算)。なお、当該面積が、その存する階の床面積の1/8を超える場合は、平成12年5月23日建設省告示第1351号の規定により面積加算を行い、軸組計算をする必要がある。
- ③最高内法高さは、1.4m以下であること。
- ④換気等の目的で開口部を設ける場合は、当該部分の床面積の1/20を限度とすること。

【考え方・解説】

- ・小屋裏収納への固定階段を設ける場合は建築基準法施行令第2章第3節の階段の規定に適合させることとする。
- ・余剰空間を意図的に作るための全周束立ては不可とする。(右図参照)
- ・電話・テレビ・インターネット等のジャックの設置は不可とする。
- ・エアコン等の空調設備の設置は不可とする。
- ・はめごろしの窓は不可とする。
- ・小屋裏物置等の形状については下記のとおりとする。



$$a+b+c+d < X/2$$

$$e+f < Y/2$$

$$c+d+e < X/2 \text{ かつ } Y/2$$

- a: 2階小屋裏物置の水平投影面積
- b: 2階物置の水平投影面積
- c: 2階から利用する1階小屋裏物置の水平投影面積
- d: 2階床下物置の水平投影面積
- e: 1階天井裏物置の水平投影面積
- f: 1階床下物置の水平投影面積

X: 2階の床面積
Y: 1階の床面積

関連法令等	法第92条、令第2条第1項第3号、第4号、第6号、第8号 平成12年6月1日住指発第682号 建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例2017年度版
実施年月日	2019. 4. 1